



# 自宅の固定電話が危ない!!!

## 悪質電話対策機器 購入費補助金

補助上限 **10,000円** 1世帯1回1台限り



令和7年4月1日以降に購入した機器が対象となりますのでご注意ください。

振り込め詐欺といった特殊詐欺や、電話での強引な勧誘による被害を未然に防ぐため、悪質電話の対策機能が備わっている機器の購入費用を、一部補助します。

**対象者** 申請時に市内に住所を有する **65歳以上** の方

**補助内容** 機器購入費のうち、**1万円**※を限度に補助します。

※ 1,000円未満の端数は切り捨て

### 対象となる機器

下記3種類の機器のうち、いずれかが対象となります

#### ① 通話録音機器

通話を録音する旨を事前に相手に伝え、かつ録音を**自動的に**行う機器

この電話は犯罪被害防止のため、通話内容を自動で録音します。



\*メッセージ例

#### ② 着信自動判別機器

悪質電話の着信を判別し、通知または切断を**自動的に**行う機器

フィルタリングで迷惑電話をブロック



#### ③ 内蔵固定電話機器

①または②の機能が内蔵されている電話機



ファクス付き電話機器もOK!

一部補助対象外の機種があります。詳しくは購入前に説明書や電気店でご確認ください。

\* 上記②、③は毎月、別途データベース利用料と、ナンバー・ディスプレイ代がかかる場合があります。

### 申請に必要なもの

交付申請書

領収書

(購入後1か月以内のもの)

購入した機器のカタログの写し

市民安全課窓口か、富士市ウェブサイトから入手できます。

疑問点や、残予算の状況など、詳しくはお問合わせください

### ⚠ 注意事項 ⚠

\* 令和8年1月30日まで、補助事業を行う予定ですが予算額に達した時点で受付を終了します。受付状況は富士市ウェブサイトをご覧ください。市民安全課までお問い合わせください。

\* 購入後は速やか(1か月以内)に申請してください。

\* 悪質電話を完全に排除できるわけではありません。知らない番号からの電話には注意しましょう。

申込み  
問合せ

富士市 市民部 市民安全課  
防犯交通安全担当



55-2831

# 富士市悪質電話対策機器購入費補助金

## 申請の流れ

### 1 機器の購入 **本制度の対象機器であるかご確認の上、購入してください。**

機器を購入し、領収書（宛名は対象者名）とカタログをもらってください。

#### ★ポイント使用について

- ・ポイントを使って購入した場合は、ポイント使用後に実費で支払った額を基に補助金額が算定されます。
- ・全額ポイントで支払った場合は、補助が出来ませんので、予めご了承ください。

（例） 機器代金・・・12,800円（税込）  
ポイント値引き・・・3,000円の場合

実費支払額は9,800円で、1,000円未満の端数は切り捨てとなるため、補助金額は9,000円となります。（自己負担額：800円）

### 2 交付申請 **【重要】購入後、速やか（1か月以内）に申請してください。**

対象機器の購入後、以下3点の書類を市民安全課窓口へ提出してください。

#### ① 交付申請書

#### ② 領収書 （購入後1か月以内のもの）

#### ③ 購入した機器の カタログの写し

#### ★交付申請書について

- ・申請書は富士市ホームページまたは市民安全課窓口にて入手可能です。
- ・申請書には対象者本人と、対象者と同じ世帯の方全員分の直筆の署名が必要となります。自書されない場合は、**補助金対象者の印鑑**を押印する必要があります。
- ・申請書には対象者の口座情報を記入する欄があります。**窓口で申請書を記入する場合は口座情報を確認できる書類をお持ちください。**対象者以外の口座へのお振込みは原則出来ませんが、特段の事情がある場合は、別途ご相談ください。
- ・**対象者と世帯の異なる人が代理で申請に来る場合は、委任状と代理人の身分証明書が必要**になります。委任状も富士市ホームページまたは市民安全課窓口にて入手可能です。

申請書の記入方法や申請方法についてわからないことがございましたら  
富士市公式ホームページで確認いただくか  
富士市役所市民安全課までお問い合わせください

### 3 交付決定通知・お振り込み

「富士市悪質電話対策機器購入費補助金交付決定通知書」が市から対象者へ郵送された後、ご指定の金融機関口座へ、補助金が振り込まれます。